

平成 22 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社セカンドストリート
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 孝 浩
コ ー ド 番 号 7 6 4 1 (大証第2部)
問 合 せ 先 取締役兼経営管理部長 尾 崎 桂 章
T E L 0 4 8 - 6 6 9 - 0 8 8 1

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 5 月開催予定の当社の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 22 年 5 月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 22 年 3 月 31 日（水）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をすることといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 3 月 31 日（水）
- (2) 公告日 平成 21 年 3 月 16 日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.2ndstreet.co.jp>

2. 本株主総会の日程・付議議案について

本日現在において、当社は種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下、同じです。）ではありませんが、当社は、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社に変更すること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、および③当該全部取得条項が付された当社の普通株式の全部取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本臨時株主総会において、上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、本種類株主総会の決議も必要となります。そのため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本日現在、平成 22 年 2 月 10 日から平成 22 年 3 月 25 日までを公開買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）とする株式会社ゲオによる当社普通株式の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果は判明しておりませんが、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する立場から、本公開買付けの終了後可及的速やかに株式会社ゲオによる当社の完全子会社化を実現させるべく、本基準日設定公告を本公開買付期間中に行うことといたしました。

また、本株主総会の開催日および付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上